

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第四号

平成二十七年三月二十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君

理事 三原 朝彦君 理事 八木 哲也君

理事 中根 康浩君 理事 鈴木 義弘君

理事 富田 茂之君

六見 陽一君 井上 貴博君

小田原 潔君 大見 正君

岡下 昌平君 梶山 弘志君

勝俣 孝明君 神山 佐市君

黄川田仁志君 古賀 篤君

佐々木 紀君 塩谷 立君

白石 徹君 関 芳弘君

武村 展英君 富樫 博之君

野中 厚君 福田 達夫君

細田 健一君 務台 俊介君

若宮 健嗣君 神山 洋介君

近藤 洋介君 篠原 孝君

田嶋 要君 渡辺 周君

落合 貴之君 木下 智彦君

國重 徹君 藤野 保史君

真島 省三君 野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君

内閣府副大臣 赤澤 亮正君

外務大臣政務官 宇都 隆史君

財務大臣政務官 大家 敏志君

經濟産業大臣政務官 関 芳弘君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 片山 一夫君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 杵淵 正巳君

政府参考人 (政府参考人) 山上 信吾君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官)

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 中村 吉利君

政府参考人 (外務省大臣官房參事官) 滝崎 成樹君

政府参考人 (外務省欧州局長) 林 肇君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 可部 哲生君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 宗像 直子君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 坂口 利彦君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 松原 裕君

政府参考人 (國土交通省大臣官房審議官) 乾 敏一君

委員の異動

三月二十五日

辞任 補欠選任

石川 昭政君 古賀 篤君

神山 佐市君 小田原 潔君

宮崎 政久君 務台 俊介君

同日

辞任 補欠選任

小田原 潔君 神山 佐市君

古賀 篤君 石川 昭政君

務台 俊介君 宮崎 政久君

三月二十四日

原発からの撤退を決定しエネルギー政策の転換

に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六三九号)

同(池内さおり君紹介)(第六四〇号)

同(梅村さえこ君紹介)(第六四一号)

同(大平喜信君紹介)(第六四二号)

同(釜井亮君紹介)(第六四三号)

同(穀田恵二君紹介)(第六四四号)

同(齊藤和子君紹介)(第六四五号)

同(志位和夫君紹介)(第六四六号)

同(清水史忠君紹介)(第六四七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六四八号)

同(島津幸広君紹介)(第六四九号)

同(田村貴昭君紹介)(第六五〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六五一号)

同(畑野君枝君紹介)(第六五二号)

同(島山和也君紹介)(第六五三号)

同(藤野保史君紹介)(第六五四号)

同(堀内照文君紹介)(第六五五号)

同(真島省三君紹介)(第六五六号)

同(宮本岳志君紹介)(第六五七号)

同(宮本徹君紹介)(第六五八号)

同(本村伸子君紹介)(第六五九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十条の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるの件(内閣提出、承認第

一号)

○江田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二

項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の

輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物

の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じた

ことについて承認を求めるの件を議題といたしま

す。

この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣審議官片山一夫君、法務省大臣官房審議

官杵淵正巳君、外務省大臣官房審議官山上信吾

君、外務省大臣官房審議官中村吉利君、外務省大

臣官房參事官滝崎成樹君、外務省欧州局長林肇

君、財務省大臣官房審議官可部哲生君、經濟産業

省貿易經濟協力局長宗像直子君、經濟産業省貿易

經濟協力局貿易管理部長坂口利彦君及び國土交通

省大臣官房審議官松原裕君の出席を求め、説明を

聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○江田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 おはようございます。民主党の

渡辺でございます。

限られた時間ですので、ぜひ簡潔にお答えをい

ただければと思います。今回の承認を求められて

いる輸出入禁止の延長は当然のことでありまし

て、しかし、実効性の上でぜひ伺いたいわけで

です。

もう既に御承知のとおり、二〇一〇年以降、財

務省の貿易統計で明らかになっているとおり、我

が国と北朝鮮の輸出入はともにゼロでございます。

そもそも、北朝鮮との輸出入というのは、

他国との貿易額に比べれば大変少ないものでござ

います。

当然、御存じのとおり、北朝鮮は中国に依存を

している部分が大変大きい。これは、貿易量の八

割以上はもう中国でありまして、いろいろな物資

が中国からどんどん入ってくる。当然、西側のも

ユーロとポンド、この世界の基軸通貨を持つ国が創設メンバーになる。

そこで、質問時間がなくなりましたのでお尋ねしません。中国の影響力がどうなっていくかという点について、これは当然、産業界からも大変な要請があると思います。その上でぜひ御判断をするように政府の方では取り組んでいただきたい、我が国の国益に資するような形で、いろいろな形で、どうあるべきかという点を検討していただきたいと思います。

時間が来たので、終わります。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。まず、今回の北朝鮮に対する輸出入の全面禁止措置の期限延長につきまして、我が党としては賛成をいたします。

その理由ですけれども、この間、北朝鮮は、三回の核実験を初めとして、さまざまな挑発的行為を繰り返してまいりました。これらの行動は、国連を初めとして国際社会の繰り返し警告、そして国連安保理のさまざまな決議に反するものにはかならないというふうに思いますし、国際社会のこうした警告に反して、北朝鮮が繰り返し挑発的行為をとり続けている。この姿勢を見るならば、やはり、日本政府が独自に実施している現在の輸出入禁止措置を期限延長することは、北朝鮮を対話のテーブルにのせていく、平和的、外交的解決につなげていくという点で、引き続き必要だというふうに考えております。

その上で、幾つか御確認させていただきたいんです。

今後、やはり大切になってくるのは、先ほどもお話がありましたけれども、この問題を解決するために、平和的、外交的な道を切り開いていくという道筋のつくり方だというふうに思います。この点で、二〇二二年の二月に行われた北朝鮮の核実験に対して、国連は同年の三月七日に国連安保理決議二〇九四号を全会一致で採択していると思

ちよつと外務省にお聞きしたいんですけれども、この安保理決議二〇九四号は、どのような措置を行うことを定めているのでしょうか。

○山上政府参考人 お答えいたします。

今お尋ねの安保理決議二〇九四号でございますが、これに先立つ決議といたしまして、安保理決議の一七一八号というものがございまして、この決議によりまして、北朝鮮への輸出入を禁止するということが定められておたつたわけでございまして、お尋ねの二〇九四号におきましては、この輸出入の対象となる具体的な品目をリスト化して、詳細に定めているということでございます。

○藤野委員 その根拠についてもお聞きしたいんです。

二〇九四号が、前文において、国連憲章第七章の第四十一条に基づいていると思っておりますけれども、この第四十一条に基づく措置の性質として、非軍事的ないわゆる兵力を伴わない措置ということが規定されていると思っておりますが、この点を確認させていただきたい。

○山上政府参考人 お答えいたします。まず、国連憲章第四十一条でございますが、これは委員御案内のとおり、国連の安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、この旨を定めておるところでございます。

お尋ねの安保理決議の二〇九四号でございますが、この決議におきましては、規定ぶりでございますが、前文において、安保理が国連憲章第七章のもとで行動し、憲章第四十一条、先ほど御説明した条文ではございしますが、その第四十一条に基づく措置をとることが規定されておるわけでございます。

したがしまして、安保理決議二〇九四号に基づく措置と申しますものは、御指摘のとおり、憲章の第四十一条に基づく兵力の使用を伴わない措置と位置づけられるかと考えております。

○藤野委員 その上で大臣にお聞きしたいんです

が、今回の制裁がそういう兵力を伴わない措置ということでありまして、やはり平和的、外交的な解決に向けた努力というのが求められていると思っております。

その点で、制裁のための制裁ではなく、今回の措置というのが北朝鮮を対話のテーブルに着かせるといふことを目的とするという点につきまして、大臣の御認識をお伺いいたします。

○宮沢内閣大臣 この制裁を決めました、平成二十五年四月に検討したわけでありまして、当時、北朝鮮は、国際社会の強い反対にもかかわらず、先ほどおっしゃいました二十五年二月には核実験を強行するなど挑発行為を繰り返すと、拉致問題に関する具体的な進展も一切見られなかったということでございます。

北朝鮮をめぐるといふ情勢を総合的に勘案し、北朝鮮がこれ以上の挑発行為を控え、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた前向きで具体的な行動をとるよう強く求めるため、当時の措置を二年間延長することとしました。

北朝鮮をめぐるといふ諸懸案の包括的解決に向けて、国際社会とも協調しながら、政府を挙げて対話と圧力の方針のもと、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で臨むべく、本措置についても厳格に実施してまいりたいと考えております。

○藤野委員 そういふ点では、根拠となつている国連憲章の精神に基づいて、対話のための解決に向けた制裁というところを実施していくことが必要だというふうに思います。

そして、もう一つ別の角度からお聞きしたいんです。

北朝鮮にしっかりと対話のテーブルに着かせるという上で、核兵器のない世界をつくらせていくということがやはり大きな力になってくると思うんですが、この点で、ことし四月には五年ぶりにNPT再検討会議が開かれます。そして、今、世界でもさまざまな核兵器のない世界に向けた動きが起きているわけですが、とりわけ、ここ数回の国連総会では、核兵器禁止条約の交渉開始を求める

動きが出されて、圧倒的多数で毎回採決をされております。

そこでお聞きしますが、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議について、主要な核保有国の態度、そして日本政府の態度についてお答えください。

○中村政府参考人 お答えを申し上げます。

我が国といたしましては、核兵器のない世界に向けまして、委員御指摘のとおり、四月からニューヨークで開催される二〇一五年NPT運用検討会議などにおきまして、これまでにも核兵器の廃絶に向けまして、我が国が主導するグループであります軍縮・不拡散イニシアチブ、NPDIと言っておりますが、これを中心に、現実的かつ実践的な観点から努力を積み重ねてきておりまして、引き続き積極的に取り組んでいく決意であります。

一方で、委員御指摘の、核兵器そのものを禁止するといふいわゆる核兵器禁止条約でございますが、こちらにつきましては、現時点で、核兵器国を含む多くの国が受け入れておらず、直ちに交渉を開始することができない状況にはないものというように認識しております。

主要な核兵器国、アメリカ、イギリス、ロシアにつきましては、核兵器そのものを禁止する核兵器禁止条約を直ちに交渉を開始するといふ決議につきましては棄権をしているところでございます。

日本政府につきましては、核兵器そのものを禁止する核兵器禁止条約を直ちに交渉を開始するといふ決議につきましては棄権をしているところでございます。

○藤野委員 核兵器禁止条約の交渉開始を求める、交渉を始めようじゃないかという決議にまで唯一の被爆国である日本が棄権をしているというのは、私は恥ずべき態度ではないかというふうに思っています。

交渉を開始して、それぞれの国の立場で議論をしていくというふうに国連が圧倒的多数で決めているわけですから、ここは日本が被爆国政府として

てイニシアチブを發揮すべきだというふうに思います。

世界では今、この禁止条約のほかにもさまざまな動きがございます。昨年九月二十六日には、核兵器全面廃絶国際デーというものの記念式典が国連本部で初めて開催されました。また、核兵器の人道的影響に関する国際会議は、二〇一三年のノルウェーに続きまして、メキシコとオーストリアで開かれております。そういう意味では、まさに今、核兵器のない世界づくりに向けて世界が真剣に向き合っているというふうに思います。

そこで、大臣にも御認識をお伺いしたいんですが、この核兵器禁止条約、交渉開始にすら日本政府が棄権しているということにつきましての大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○宮沢国務大臣 私も広島出身でございますけれども、日本政府としては、悲惨な惨禍をもたらす核兵器は二度と使用されることがあってはならない、こういう立場でございます。

交渉等々につきましては、今外務省から報告がありましたけれども、私と同じ広島出身の岸田外務大臣が適切に対応されるだろうと思っております。

○藤野委員 核兵器のない世界をつくっていくというのは、北朝鮮を交渉のテーブルに着ける上でも非常に大きな力を持つと思っておりますので、今後政府の努力を私たちも求めたいと思っております。

最後になりますけれども、核兵器のない世界とも関連するんですが、先日、ロシアのプーチン大統領の発言がありました。三月十五日のロシアのテレビの中で、昨年三月のクリミア併合の際に核兵器の使用を準備するよう指示したということでありました。

そもそも、軍事的な圧力のもとで、ウクライナ憲法も無視して強行されたクリミア併合は、国際法を無視した侵略行為そのものであって、断じて許されないと考えます。その上で、しかもそこで核兵器使用を準備したということで、これは二

重、三重に許されないというふうに私たちは考えております。我が国でも、広島や長崎の被爆者の方が強い怒りの声を上げているのは当然だということに思います。

そこで、このプーチン大統領の発言に対する日本政府の見解をお聞きしたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。ロシアのプーチン大統領は、三月十五日、ロシアのテレビで放映されたドキュメンタリー番組の中で質問に答える形で、昨年三月のクリミアのいわゆる併合に際しまして、あらゆる事態に備えてロシア軍に指令を出した、核戦力も即応態勢に入らせる用意があった、こういう趣旨を述べたものと承知しております。

ロシアによるクリミアの一方的併合などの力による現状変更の試みは、我が国として断じて認められないものでございます。我が国といたしましては、G7の連帯を重視しながら、ウクライナ問題の平和的、外交的解決に向けて、引き続き、ロシアに対して、建設的な役割を果たすよう働きかけを行っていく所存でございます。

いずれにいたしましても、核兵器の使用はあってはならないと考えております。引き続き、核兵器のない世界に向けた取り組みを進めていく考えでございます。

○藤野委員 核兵器の使用はあってはならないということ、本日に大事なお立場だとは思いますが、一方で、先日、このプーチン発言について聞かれた菅官房長官は、こう発言していると報じられております。この問題について、みずから発信をすることはないと。国会で聞かれたら今のようないかな御答弁があるんですけれども、こちらからみずから発信することはないと。唯一の被爆国の政府としては、やはり、単にあってはならないということではなくて、実際にそういう発言があったわけですから、その点についてしっかりとみずから発信すべきではないかというふうに思っております。

大臣、広島出身ということ、ちょっとコメントがあれかもしれませんが、御認識をお伺いできればと思います。

○宮沢国務大臣 この件につきましては、外務省を中心に、また内閣とも相談しながら、適切に対応されると思っております。

○藤野委員 これは、戦後七十年の節目の年であり、被爆七十周年の年でもあります。被爆国政府として、プーチン大統領に対する強い抗議を求めたいと思っております。

そして、今、世界では核兵器の廃絶を求める流れが広がっております。だからこそ、日本政府の役割が大きいと思えます。

日本政府が積極的にイニシアチブを發揮することを求めて、質問を終わります。

○江田委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○江田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○江田委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと認めます。よって、そのように決しました。〕

〔報告書は附録に掲載〕

○江田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前九時三十七分散会